

○環境省告示第四十四号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月二十一日環境庁告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年六月五日

環境大臣 中川 雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

改正前

別表第一

素		一酸化炭	
ガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする軽自 動車であつて、最高速 度が百二十キロメー トル毎時以上のもの（専 ら乗用の用に供するも のを除く。）	(略)	(略)	(略)
ガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする軽自 動車であつて、最高速 度が百二十キロメー トル毎時未満のもの（専 ら乗用の用に供するも のを除く。）	(略)	(略)	(略)
ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 一キロメートル ル走行当たり	(略)	(略)	(略)

別表第一

素		一酸化炭	
ガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする軽自 動車であつて、最高車 速が百二十キロメー トル毎時以上のもの（専 ら乗用の用に供するも のを除く。）	(略)	(略)	(略)
ガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする軽自 動車であつて、最高車 速が百二十キロメー トル毎時未満のもの（専 ら乗用の用に供するも のを除く。）	(略)	(略)	(略)
ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 一キロメートル ル走行当たり	(略)	(略)	(略)

<p>が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。)</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル毎時未満の二輪 自動車に限る。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百三十キロメートル 毎時以上百四十キロメ ートル毎時未満の二輪 自動車に限る。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百四十キロメートル 毎時以上の二輪自動車 に限る。）</p>
<p>一・三三グラ ム</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 一・三三グラ ム</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 一・三三グラ ム</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 一・三三グラ ム</p>

<p>が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。)</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル毎時未満の二輪 自動車に限る。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百三十キロメートル 毎時以上百四十キロメ ートル毎時未満の二輪 自動車に限る。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百四十キロメートル 毎時以上の二輪自動車 に限る。）</p>
<p>一・五八グラ ム</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 一・五八グラ ム</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 一・五八グラ ム</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 一・五八グラ ム</p>

				非メタン 炭化水素 (排気管 から排出 されるも のに限 る。)
(略)	(略)	ガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする軽自 動車であつて、最高速 度が百二十キロメート ル毎時未満のもの(専 ら乗用の用に供するも のを除く。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
軽油を燃料とする普通 自動車又は小型自動車	(略)	(略)	(略)	(略)

				非メタン 炭化水素 (排気管 から排出 されるも のに限 る。)
(略)	(略)	ガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする軽自 動車であつて、最高車 速が百二十キロメート ル毎時未満のもの(専 ら乗用の用に供するも のを除く。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
軽油を燃料とする普通 自動車又は小型自動車	(略)	(略)	(略)	(略)

	<p>であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）</p>	<p>冷機状態でのW M T C（低速パート1）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート2）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（低速パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C（低速パート</p>	<p>一キロメートル走行当たり 〇・〇八八グラム</p>
<p>（新規）</p>	<p>であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>	

	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル毎時未満の二輪 自動車に限る。）</p>	<p>冷機状態でのW MTC（パート 1）による測定 及び暖機状態で のWMTTC（パ ート2）による 測定であつて、 冷機状態でのW MTC（パート 1）による排出 ガス量に〇・三 を乗じた値と暖 機状態でのWM TTC（パート2 ）による排出ガ ス量に〇・七を 乗じた値との和</p>	<p>2）による排出 ガス量に〇・七 を乗じた値との 和</p> <p>一キロメー トル走行当たり 〇・〇八八グ ラム</p>
	<p>(新規)</p>		<p>(新規)</p>
			<p>(新規)</p>

	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百三十キロメートル 毎時以上百四十キロメ ートル毎時未満の二輪 自動車に限る。）</p>	<p>冷機状態でのW MTC（パート 1）による測定 、暖機状態での W M T C（パー ト2）による測 定及び暖機状態 でのW M T C（ 低速パート3） による測定であ つて、冷機状態 でのW M T C（ パート1）によ る排出ガス量に ○・二五を乗じ た値と暖機状態 でのW M T C（ パート2）によ る排出ガス量に ○・五を乗じた 値と暖機状態で</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり ○・〇八八 グラム</p>
			(新規)
			(新規)
			(新規)

	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百四十キロメートル 毎時以上の二輪自動車 に限る。）</p>	<p>のW M T C（低 速パート3）に よる排出ガス量 に〇・二五を乗 じた値との和</p>	<p>冷機状態でのW M T C（パート 1）による測定 、暖機状態での W M T C（パー ト2）による測 定及び暖機状態 でのW M T C（ パート3）によ る測定であつて 、冷機状態での W M T C（パー ト1）による排 出ガス量に〇・ 二五を乗じた値 と暖機状態での</p>	<p>一キロメー トル走行当たり 〇・〇八八グ ラム</p>
	<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>	

炭 化 水 素		排 気 管 排 出 量	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル以上）
(略)	(略)	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル以上）
(略)	(略)	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル以上）

炭 化 水 素		排 気 管 排 出 量	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル以上）
(略)	(略)	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル以上）
(略)	(略)	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル以上）

て排	とし	蒸発	ガス	普通自動車、小型自動車	ガソリンを燃料とする	(略)	(略)	(略)	(略)	オートル毎時未満の二輪自動車に限る。)	ガソリンを燃料とする 小型自動車(最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)	(略)	(略)	一キロメートル 走行当たり 〇・一三グラ ム
て排	とし	蒸発	ガス	普通自動車、小型自動車	ガソリンを燃料とする	(略)	(略)	(略)	(略)	オートル毎時未満の二輪自動車に限る。)	ガソリンを燃料とする 小型自動車(最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。)	(略)	(略)	一キロメートル 走行当たり 〇・一三グラ ム

て排	とし	蒸発	ガス	普通自動車、小型自動車	ガソリンを燃料とする	(略)	(略)	(略)	(略)	オートル毎時未満の二輪自動車に限る。)	ガソリンを燃料とする 小型自動車(最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。)	(略)	(略)	一キロメートル 走行当たり 〇・二一グラ ム
て排	とし	蒸発	ガス	普通自動車、小型自動車	ガソリンを燃料とする	(略)	(略)	(略)	(略)	オートル毎時未満の二輪自動車に限る。)	ガソリンを燃料とする 小型自動車(最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。)	(略)	(略)	一キロメートル 走行当たり 〇・二一グラ ム

物	窒素酸化	
	出さ れる もの	出さ れる もの
ガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする軽自 動車であつて、最高速 度が百二十キロメー トル毎時未満のもの（専 ら乗用の用に供するも のを除く。）	（略）	（略）
ガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする軽自 動車であつて、最高速 度が百二十キロメー トル毎時未満のもの（専 ら乗用の用に供するも のを除く。）	（略）	（略）
ガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする軽自 動車であつて、最高速 度が百二十キロメー トル毎時未満のもの（専 ら乗用の用に供するも のを除く。）	（略）	（略）

物	窒素酸化	
	出さ れる もの	出さ れる もの
ガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする軽自 動車であつて、最高車 速が百二十キロメー トル毎時未満のもの（専 ら乗用の用に供するも のを除く。）	（略）	（新規）
ガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする軽自 動車であつて、最高車 速が百二十キロメー トル毎時未満のもの（専 ら乗用の用に供するも のを除く。）	（略）	（新規）
ガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする軽自 動車であつて、最高車 速が百二十キロメー トル毎時未満のもの（専 ら乗用の用に供するも のを除く。）	（略）	（新規）

<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル毎時未満の二輪 自動車に限る。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百三十キロメートル 毎時以上百四十キロメ ートル毎時未満の二輪 自動車に限る。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百四十キロメートル</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一キロメー トル走行当 たり 〇・〇九 六グ ラム</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 〇・〇九 六グ ラム</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 〇・〇九 六グ ラム</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 〇・〇九 六グ</p>

<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル毎時未満の二輪 自動車に限る。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百三十キロメートル 毎時以上百四十キロメ ートル毎時未満の二輪 自動車に限る。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百四十キロメートル</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一キロメー トル走行当 たり 〇・一〇 グラ ム</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 〇・一〇 グラ ム</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 〇・一四 グラ ム</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 〇・一四 グラ</p>

質 粒子状物	ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソ	（略）	毎時以上の二輪自動車に限る。）
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	ラム

質 粒子状物	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの	（略）	毎時以上の二輪自動車に限る。）
	（略）	（略）	
	（略）	（略）	ム

<p>リンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>	<p>ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつ</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>及び二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>て、最高速度が百二十 キロメートル毎時未満 のもの（専ら乗用の用 に供するものを除 く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 直接噴射式の原動機を 有する普通自動車又は 小型自動車であつて、 車両総重量が千七百キ ログラムを超え三千五 百キログラム以下のも の（専ら乗用の用に供 する乗車定員十人以下 のもの及び二輪自動車 を除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>ガソリンを燃料とする</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	--	------------	-------------------	------------	------------

<p>射式の原動機を有する 軽自動車であつて、最 高車速が百二十キロメ ートル毎時未満のもの （専ら乗用の用に供す るものを除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 吸蔵型窒素酸化物還元 触媒を装着した直接噴 射式の原動機を有する 普通自動車又は小型自 動車であつて、車両総 重量が千七百キログラ ムを超え三千五百キロ グラム以下のもの（専 ら乗用の用に供する乗 車定員十人以下のもの 及び二輪自動車を除 く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>ガソリンを燃料とする</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	---	------------	-------------------	------------	------------

<p>直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>直接噴射式の原動機を</p>	<p>ガソリンを燃料とする 直接噴射式の原動機を 有する小型自動車（最 高速度が百十五キロメ ートル毎時未滿の二輪 自動車に限る。）</p>
<p>冷機状態でのW MTC（パート</p>	<p>冷機状態でのW MTC（低速パ ート1）による 測定及び暖機状 態でのW M T C （低速パート2 ）による測定で あつて、冷機状 態でのW M T C （低速パート1 ）による排出ガ ス量に〇・三を 乗じた値と暖機 状態でのW M T C（低速パート 2）による排出 ガス量に〇・七 を乗じた値との 和</p>
<p>一キロメー トル走行当 たり</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 〇・〇〇六三 グラム</p>

<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>
<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>
<p>（新規）</p>	<p>（新規）</p>

<p>有する小型自動車（最 高速度が百十五キロメ ートル毎時以上百三十 キロメートル毎時未満 の二輪自動車に限 る。）</p>	<p>1) による測定 及び暖機状態で のW M T C (パ ート2) による 測定であつて、 冷機状態でのW M T C (パート 1) による排出 ガスの量に〇・三 を乗じた値と暖 機状態でのW M T C (パート2) による排出ガ スの量に〇・七を 乗じた値との和</p>	<p>〇・〇〇六三 グラム</p>
<p>ガソリンを燃料とする 直接噴射式の原動機を 有する小型自動車（最 高速度が百三十キロメ ートル毎時以上百四十 キロメートル毎時未満</p>	<p>冷機状態でのW M T C (パート 1) による測定 、暖機状態での W M T C (パ ート2) による測</p>	<p>一キロメー トル走行当たり 〇・〇〇六三 グラム</p>

(新規)	(新規)	(新規)

ガソリンを燃料とする		の二輪自動車に限る。）
冷機状態でのW	定及び暖機状態でのW M T C (低速パート3) による測定であつて、冷機状態でのW M T C (パート1) による排出ガス量に〇・二五を乗じた値との和	
一キロメートル		
(新規)		
(新規)		
(新規)		

	<p>直接噴射式の原動機を有する小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）</p>	<p>MTC（パート1）による測定、暖機状態でのWMTTC（パート2）による測定及び暖機状態でのWMTTC（パート3）による測定であつて、冷機状態でのWMTTC（パート1）による排出ガス量に〇・二五を乗じた値と暖機状態でのWMTTC（パート2）による排出ガス量に〇・五を乗じた値と暖機状態でのWMTTC（パート</p>	<p>ル走行当たり 〇・〇〇六三 グラム</p>

(略)	3) による排出 ガス量に〇・二 五を乗じた値と の和	(略)
(略)		(略)

備考

一 冷機状態でのWLT C②による測定とは、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

表 (略)

二 冷機状態でのWLT C①による測定とは、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行した場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

表 (略)

三 J E〇五モードとは、次の表の時間の欄に掲げる時間において、

(略)		(略)
(略)		(略)

備考

一 冷機状態でのWLT C②による測定とは、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

表 (略)

二 冷機状態でのWLT C①による測定とは、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速で運行した場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

表 (略)

三 J E〇五モードとは、次の表の時間の欄に掲げる時間において、

同表の速度の欄に掲げる速度で運行する運転条件をいう。

表 (略)

十 冷機状態でのW M T C (低速パート1) による測定とは、自動車又は原動機付自転車が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

表 (略)

十一 暖機状態でのW M T C (低速パート2) による測定とは、自動車又は原動機付自転車が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になった後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

同表の車速の欄に掲げる車速で運行する運転条件をいう。

表 (略)

十 冷機状態でのW M T C (低速パート1) による測定とは、自動車又は原動機付自転車が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

表 (略)

十一 暖機状態でのW M T C (低速パート2) による測定とは、自動車又は原動機付自転車が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になった後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

表 (略)

十二 冷機状態でのW M T C (パート1) による測定とは、自動車又は原動機付自転車^が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度^で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

表 (略)

十三 暖機状態でのW M T C (パート2) による測定とは、自動車又は原動機付自転車^が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になつた後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度^で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

表 (略)

十四 暖機状態でのW M T C (低速パート3) による測定とは、自動車又は原動機付自転車^が車両重量に七十五キログラムを加重された

表 (略)

十二 冷機状態でのW M T C (パート1) による測定とは、自動車又は原動機付自転車^が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速^で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

表 (略)

十三 暖機状態でのW M T C (パート2) による測定とは、自動車又は原動機付自転車^が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になつた後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速^で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

表 (略)

十四 暖機状態でのW M T C (低速パート3) による測定とは、自動車又は原動機付自転車^が車両重量に七十五キログラムを加重された

状態において、原動機が暖機状態になつた後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

表 (略)

十五 暖機状態でのW M T C (パート3) による測定とは、自動車又は原動機付自転車⁽¹⁾が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になつた後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

表 (略)

十七 ガソリンを燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車を除く。)(並びに軽自動車(最高速度が百二十キロ毎時未満のもの)(専ら乗用の用に供するものを除く。))及び二輪自動車を除く。の蒸発ガスの一走行による測定とは、摂氏十八度以上摂氏二十八度以下の大気中において、原動機の始動から備考第一号の表の時間の

状態において、原動機が暖機状態になつた後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

表 (略)

十五 暖機状態でのW M T C (パート3) による測定とは、自動車又は原動機付自転車⁽¹⁾が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になつた後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

表 (略)

十七 ガソリンを燃料とする普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)(の蒸発ガスの一走行による測定とは、摂氏二十度以上摂氏三十度以下の大気中において、原動機の始動から次の表の時間の欄に掲げる時間における、同表の車速の欄に掲げる車速で運行を繰り返して二回行つた後に、摂氏二十三度以上摂氏三十

欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行し、続けて同表の時間の欄に掲げる五百九十秒から千二十二秒までを同表の速度の欄に掲げる速度で運行を行った後、次表に掲げる順に、同表の上欄に掲げる条件で同表の下欄に掲げる時間の合計四十九時間が経過するまでの間に、室内において原動機を停止させた状態で、当該自動車から排出される炭化水素の総量を測定する方法をいう。

表 (略)

十八 ガソリンを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。)であつて最高速度が百二十キロ毎時未満のもの、蒸発ガスの一走行による測定とは、摂氏十八度以上摂氏二十八度以下の大気中において、原動機の始動から備考第二号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行し、続けて同表の時間の欄に掲げる五百九十秒から千二十二秒までを同表の速度の欄に掲げる速度で運行を行った後、次表に掲げる順に、同表の上欄に掲げる条件で同表の下欄に掲げる時間の合計四十九時間が経過するまでの間に、室内において原動機を停止させた状態で、当該自動車から排出される炭化水素の総量を測定する方法をいう。

一度以下の状態で一時間経過後に、摂氏二十度から摂氏三十五度まで一旦上昇させた後、摂氏三十五度から摂氏二十度まで降下させている状態で二十四時間経過するまでの間に、室内において原動機を停止させた状態で、当該自動車から排出される炭化水素の総量を測定する方法をいう。

表 (略)

(新規)

条件		時間(時間)
摂氏二十三度以上摂氏三十一度以下の状態		一
摂氏二十度から摂氏三十五度まで一旦上昇させた後、摂氏三十五度から摂氏二十度まで降下させている状態		二十四
摂氏二十度から摂氏三十五度まで一旦上昇させた後、摂氏三十五度から摂氏二十度まで降下させている状態		二十四

十九・二十 (略)

二十一 暖機状態でのW M T C (低速パート1) による測定とは、自動車又は原動機付自転車が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になった後に、備考第十号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

二十二～二十四 (略)

二十五 冷機状態でのN R T Cによる測定とは、原動機を備考第二十四号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトル

十八・十九 (略)

二十 暖機状態でのW M T C (低速パート1) による測定とは、自動車又は原動機付自転車が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になった後に、備考第十号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の車速の欄に掲げる車速で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

二十一～二十三 (略)

二十四 冷機状態でのN R T Cによる測定とは、原動機を備考第二十三号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトル

クの欄に掲げる回転数及びトルクで運転した場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

二十六・二十七 (略)

別表第一の二

一酸化炭素 (略)		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの (専	(略)	(略)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの (専	(略)	(略)

クの欄に掲げる回転数及びトルクで運転した場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

二十五・二十六 (略)

別表第一の二

一酸化炭素 (略)		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの (専	(略)	(略)
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの (専	(略)	(略)

<p>ら乗用の用に供するものを除く。)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>ガソリンを燃料とする軽自動車(総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。)及び原動機付自転車(総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。)</p>	<p>冷機状態でのW M T C (低速パート1)による測定及び暖機状態でのW M T C (低速パート1)による排出ガス量に〇・七</p>	<p>一キロメートル走行当たり 一・〇〇グラム</p>

<p>ら乗用の用に供するものを除く。)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>ガソリンを燃料とする軽自動車(総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。)及び原動機付自転車(総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。)</p>	<p>冷機状態でのW M T C (低速パート1)による測定及び暖機状態でのW M T C (低速パート1)による排出ガス量に〇・五</p>	<p>一キロメートル走行当たり 一・一四グラム</p>

<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）、軽自動車 （最高速度が百十五キ ロメートル毎時未満の 二輪自動車（総排気量 が〇・一五〇リットル 未満であつて、最高速 度が百キロメートル毎 時未満のものを除 く。）に限る。）及び 原動機付自転車（最高 速度が百キロメートル 毎時以上百十五キロメ ートル毎時未満のもの に限る。）</p>	
	<p>を乗じた値との 和の平均値</p>
	<p>一キロメー トル走行当たり 一・〇〇グラ ム</p>

<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）、軽自動車 （最高速度が百十五キ ロメートル毎時未満の 二輪自動車（総排気量 が〇・一五〇リットル 未満であつて、最高速 度が百キロメートル毎 時未満のものを除 く。）に限る。）及び 原動機付自転車（最高 速度が百キロメートル 毎時以上百十五キロメ ートル毎時未満のもの に限る。）</p>	
	<p>を乗じた値との 和の平均値</p>
	<p>一キロメー トル走行当たり 一・一四グラ ム</p>

<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百五十キロメートル 毎時以上百四十キロメ ートル毎時未満の二輪 に限る。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル毎時未満の二輪 に限る。）及び原動 機付自転車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル毎時未満のもの に限る。）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一キロメー トル走行当 たり 一・〇〇 グラ ム</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 一・〇〇 グラ ム</p>

<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百三十キロメートル 毎時以上百四十キロメ ートル毎時未満の二輪 に限る。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル毎時未満のもの に限る。）及び原動 機付自転車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時以上百三十キロメ ートル毎時未満のもの に限る。）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一キロメー トル走行当 たり 一・一四 グラ ム</p>	<p>一キロメー トル走行当 たり 一・一四 グラ ム</p>

<p>自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車(最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。)</p>	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車(最高速度が百四十キロ</p>
	<p>(略)</p>
	<p>一キロメートル 走行当たり 一・〇〇グラ ム</p>

<p>自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車(最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。)</p>	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車(最高速度が百四十キロ</p>
	<p>(略)</p>
	<p>一キロメートル 走行当たり 一・一四グラ ム</p>

			非メタン 炭化水素 (排気管 から排出 されるも のに限 る。)
メートル毎時以上のものに 限る。)	(略)	(略)	ガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする軽自 動車であつて、最高速 度が百二十キロメート ル毎時未満のもの(専 ら乗用の用に供するも のを除く。)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

			非メタン 炭化水素 (排気管 から排出 されるも のに限 る。)
メートル毎時以上のものに 限る。)	(略)	(略)	ガソリン又は液化石油 ガスを燃料とする軽自 動車であつて、最高車 速が百二十キロメート ル毎時以上のもの(専 ら乗用の用に供するも のを除く。)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>ガソリンを燃料とする軽自動車（総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。）及び原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十</p>	<p>冷機状態でのW M T C（低速パート1）による測定及び暖機状態でのW M T C（低速パート1）による測定であつて、冷機状態でのW M T C（低速パート1）による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機</p>	<p>一キロメートル走行当たり 〇・〇六八グラム</p>

<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新規)</p>	<p>(新規)</p>	<p>(新規)</p>

キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。	状態でのWMT C (低速パート1) による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値	一キロメートル走行当たり 〇・〇六八グラム
ガソリンを燃料とする小型自動車 (最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、軽自動車 (最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車 (総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。)) 及び原動機付自転車 (最高速度が百キロメートル	冷機状態でのWMT C (低速パート1) による測定及び暖機状態でのWMT C (低速パート2) による測定であつて、冷機状態でのWMT C (低速パート1) による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのWMT C (低速パート	

(新規)	(新規)	(新規)
------	------	------

<p>毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。)</p>	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)及び原動機付自転車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。)</p>
<p>2)による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値</p>	<p>冷機状態でのW M T C (パート1)による測定及び暖機状態でのW M T C (パート2)による測定であつて、冷機状態でのW M T C (パート1)による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C (パート2)による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和</p>
<p>一キロメートル走行当たり 〇・〇六八グラム</p>	
<p>(新規)</p>	
<p>(新規)</p>	
<p>(新規)</p>	

	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百三十キロメートル 毎時以上百四十キロメ ートル毎時未満の二輪 自動車に限る。）、軽 自動車（最高速度が百 三十キロメートル毎時 以上百四十キロメートル 毎時未満の二輪自動 車に限る。）及び原動 機付自転車（最高速度 が百三十キロメートル 毎時以上百四十キロメ ートル毎時未満のもの に限る。）</p>	<p>の平均値 冷機状態でのW MTC（パート 1）による測定 、暖機状態での WMTTC（パー ト2）による測 定及び暖機状態 でのWMTTC（ 低速パート3） による測定であ つて、冷機状態 でのWMTTC（ パート1）によ る排出ガス量に ○・二五を乗じ た値と暖機状態 でのWMTTC（ パート2）によ る排出ガス量に ○・五を乗じた</p>	<p>一キロメート ル走行当たり ○・〇六八グ ラム</p>
		<p>（新規）</p>	
		<p>（新規）</p>	

	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百四十キロメートル 毎時以上の二輪自動車 に限る。）、軽自動車 （最高速度が百四十キ ロメートル毎時以上の 二輪自動車に限る。） 及び原動機付自転車（ 最高速度が百四十キロ メートル毎時以上のも のに限る。）</p>	<p>値と暖機状態で のW M T C（低 速パート3）に よる排出ガス量 に〇・二五を乗 じた値との和の 平均値</p>	<p>冷機状態でのW M T C（パート 1）による測定 、暖機状態での W M T C（パー ト2）による測 定及び暖機状態 でのW M T C（ パート3）によ る測定であつて 、冷機状態での W M T C（パー ト1）による排 出ガス量に〇・</p>	<p>一キロメート ル走行当たり 〇・〇六八グ ラム</p>
	<p>(新規)</p>			
	<p>(新規)</p>			
	<p>(新規)</p>			

炭 水 化 素		排 気 管 排 出 さ れ る も の	
(略)	(略)	ガソリンを燃料とする 軽自動車（総排気量が 〇・一五〇リットル未 満の二輪自動車であつ て、最高速度が百キロ メートル毎時未満のも	
(略)	(略)	冷機状態でのW M T C（低速パ ート1）による 測定及び暖機状 態でのW M T C （低速パート1	二五を乗じた値 と暖機状態での W M T C（パー ト2）による排 出ガス量に〇・ 五を乗じた値と 暖機状態でのW M T C（パート 3）による排出 ガス量に〇・二 五を乗じた値と の和の平均値
(略)	(略)	一キロメート ル走行当たり 〇・一〇グラ ム	

炭 水 化 素		排 気 管 排 出 さ れ る も の	
(略)	(略)	ガソリンを燃料とする 軽自動車（総排気量が 〇・一五〇リットル未 満の二輪自動車であつ て、最高速度が百キロ メートル毎時未満のも	
(略)	(略)	冷機状態でのW M T C（低速パ ート1）による 測定及び暖機状 態でのW M T C （低速パート1	
(略)	(略)	一キロメート ル走行当たり 〇・三〇グラ ム	

<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）、軽自動車 （最高速度が百十五キ ロメートル毎時未満の 二輪自動車（総排気量</p>	<p>のに限る。）及び原動 機付自転車（総排気量 が〇・〇五〇リットル を超えるものであつて 、最高速度が五十キロ メートル毎時以下のも の又は最高速度が五十 キロメートル毎時を超 え百キロメートル毎時 未満のものに限る。）</p>
<p>（略）</p>	<p>による測定で あつて、冷機状 態でのW M T C （低速パート1 による排出ガ ス量に〇・三を 乗じた値と暖機 状態でのW M T C（低速パート 1）による排出 ガス量に〇・七 を乗じた値との 和の平均値</p>
<p>一キロメー トル走行当たり 〇・一〇グラ ム</p>	

<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）、軽自動車 （最高速度が百十五キ ロメートル毎時未満の 二輪自動車（総排気量</p>	<p>のに限る。）及び原動 機付自転車（総排気量 が〇・〇五〇リットル を超えるものであつて 、最高速度が五十キロ メートル毎時以下のも の又は最高速度が五十 キロメートル毎時を超 え百キロメートル毎時 未満のものに限る。）</p>
<p>（略）</p>	<p>による測定で あつて、冷機状 態でのW M T C （低速パート1 による排出ガ ス量に〇・五を 乗じた値と暖機 状態でのW M T C（低速パート 1）による排出 ガス量に〇・五 を乗じた値との 和の平均値</p>
<p>一キロメー トル走行当たり 〇・二〇グラ ム</p>	

<p>が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。) に限る。) 及び原動機付自転車 (最高速度が百キロメートル毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。)</p>	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車 (最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、軽自動車 (最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。) 及び原動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一キロメートル 走行当たり 〇・一〇グラ ム</p>	<p>〇・一〇グラ ム</p>

<p>が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。) に限る。) 及び原動機付自転車 (最高速度が百キロメートル毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。)</p>	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車 (最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、軽自動車 (最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。) 及び原動</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一キロメートル 走行当たり 〇・二〇グラ ム</p>	<p>〇・二〇グラ ム</p>

<p>機付自転車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。）</p>		<p>一キロメートル 走行当たり 〇・一〇グラ ム</p>
<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。）</p>	<p>（略）</p>	<p>一キロメートル 走行当たり 〇・一〇グラ ム</p>
<p>機付自転車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。）</p>		<p>一キロメートル 走行当たり 〇・一七グラ ム</p>
<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。）</p>	<p>（略）</p>	<p>一キロメートル 走行当たり 〇・一七グラ ム</p>

蒸発 ガス とし て排 出さ	ガソリンを燃料とする 普通自動車、小型自動 車（二輪自動車を除 く。）及び軽自動車（ 二輪自動車を除く。）	（略）	（略）	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百四十キロメートル 毎時以上の二輪自動車 に限る。）、軽自動車 （最高速度が百四十キ ロメートル毎時以上の 二輪自動車に限る。）、 及び原動機付自転車（ 最高速度が百四十キロ メートル毎時以上のも のに限る。）	（略）	（略）	（略）	一キロメートル 走行当たり 〇・一〇グラ ム
----------------------------	---	-----	-----	---	-----	-----	-----	---------------------------------

蒸発 ガス とし て排 出さ	ガソリンを燃料とする 普通自動車、小型自動 車、軽自動車及び原動 機付自転車	（略）	（略）	ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百四十キロメートル 毎時以上の二輪自動車 に限る。）、軽自動車 （最高速度が百四十キ ロメートル毎時以上の 二輪自動車に限る。）、 及び原動機付自転車（ 最高速度が百四十キロ メートル毎時以上のも のに限る。）	（略）	（略）	（略）	一キロメートル 走行当たり 〇・一七グラ ム
----------------------------	---	-----	-----	---	-----	-----	-----	---------------------------------

物	窒素酸化	
	れるもの	もの
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（略）

物	窒素酸化	
	れるもの	もの
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（新規）
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（新規）
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）	（略）	（新規）

のを除く。)	(略)	ガソリンを燃料とする軽自動車(総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。)及び原動機付自転車(総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。)
	(略)	冷機状態でのW M T C (低速パート1)による測定及び暖機状態でのW M T C (低速パート1)による排出ガスを乗じた値との
	(略)	一キロメートル走行当たり 〇・〇六〇グラム

のを除く。)	(略)	ガソリンを燃料とする軽自動車(総排気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。)及び原動機付自転車(総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。)
	(略)	冷機状態でのW M T C (低速パート1)による測定及び暖機状態でのW M T C (低速パート1)による排出ガスを乗じた値との
	(略)	一キロメートル走行当たり 〇・〇七グラム

<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）、軽自動車 （最高速度が百十五キ ロメートル毎時未満の 二輪自動車（総排気量 が〇・一五〇リットル 未満であつて、最高速 度が百キロメートル毎 時未満のものを除 く。）に限る。）及び 原動機付自転車（最高 速度が百キロメートル 毎時以上百十五キロメ ートル毎時未満のもの に限る。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）、軽自動車 （最高速度が百十五キ ロメートル毎時未満の 二輪自動車（総排気量 が〇・一五〇リットル 未満であつて、最高速 度が百キロメートル毎 時未満のものを除 く。）に限る。）及び 原動機付自転車（最高 速度が百キロメートル 毎時以上百十五キロメ ートル毎時未満のもの に限る。）</p>	<p>和の平均値</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>一キロメートル 走行当たり</p>	<p>一キロメートル 走行当たり 〇・〇六〇グ ラム</p>	<p>一キロメートル 走行当たり 〇・〇六〇グ ラム</p>

<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）、軽自動車 （最高速度が百十五キ ロメートル毎時未満の 二輪自動車（総排気量 が〇・一五〇リットル 未満であつて、最高速 度が百キロメートル毎 時未満のものを除 く。）に限る。）及び 原動機付自転車（最高 速度が百キロメートル 毎時以上百十五キロメ ートル毎時未満のもの に限る。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする 小型自動車（最高速度 が百十五キロメートル 毎時未満の二輪自動車 に限る。）、軽自動車 （最高速度が百十五キ ロメートル毎時未満の 二輪自動車（総排気量 が〇・一五〇リットル 未満であつて、最高速 度が百キロメートル毎 時未満のものを除 く。）に限る。）及び 原動機付自転車（最高 速度が百キロメートル 毎時以上百十五キロメ ートル毎時未満のもの に限る。）</p>	<p>和の平均値</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>一キロメートル 走行当たり</p>	<p>一キロメートル 走行当たり 〇・〇七グラ ム</p>	<p>一キロメートル 走行当たり 〇・〇七グラ ム</p>

<p>が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。)</p>	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百</p>
	(略)
<p>〇・〇六〇グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり 〇・〇六〇グラム</p>

<p>が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、及び原動機付自転車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。)</p>	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百</p>
	(略)
<p>〇・〇七グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり 〇・〇九グラム</p>

<p>三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)及び原動機付自転車(最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。)</p>	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。)</p>
	<p>(略)</p>
<p>一キロメートル走行当たり 〇・〇六〇グラム</p>	

<p>三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。)及び原動機付自転車(最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。)</p>	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車(最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。)</p>
	<p>(略)</p>
<p>一キロメートル走行当たり 〇・〇九グラム</p>	

粒子状物質	
(略)	ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、
(略)	
(略)	

粒子状物質	
(略)	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする吸蔵型窒
(略)	
(略)	

専ら乗用の用に供するもの	ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のもので、専ら乗用の用に供するものを除く。	(略)	ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの(専ら乗用の用	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメートル毎時以上のもの(専ら乗用の用に供するものを除く。)	(略)	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車であつて、最高車速が百二十キロメ	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>に供するものを除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>トル毎時未満のもの（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する</p>	<p>(略)</p>	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する軽自動車（総排</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>冷機状態でのW M T C (低速パ</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一キロメートル走行当たり ○・○○四五</p>

<p>普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>(新規)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(新規)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(新規)</p>

気量が〇・一五〇リットル未満の二輪自動車であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものに限る。)及び原動機付自転車(総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるものであつて、最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超え百キロメートル毎時未満のものに限る。)	測定及び暖機状態でのWMTTC(低速パート1)による測定であつて、冷機状態でのWMTTC(低速パート1)による排出ガス量に〇・七を乗じた値との平均値	グラム 一キロメートル走行当たり 〇・〇〇四五 グラム
ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する小型自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪	冷機状態でのWMTTC(低速パート1)による測定及び暖機状態でのWMTTC	グラム

(新規)	(新規)	(新規)
------	------	------

<p>自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車(総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。))に限る。)、及び原動機付自転車(最高速度が百キロメートル毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。))</p>	<p>(低速パート2)による測定であつて、冷機状態でのW M T C (パート1)による測定及び暖機状態でのW M T C (パート2)による測定であつて、</p>	<p>一キロメートル走行当たり 〇・〇〇四五 グラム</p>
<p>自動車に限る。)、軽自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時未満の二輪自動車(総排気量が〇・一五〇リットル未満であつて、最高速度が百キロメートル毎時未満のものを除く。))に限る。)、及び原動機付自転車(最高速度が百キロメートル毎時以上百十五キロメートル毎時未満のものに限る。))</p>	<p>(低速パート2)による測定であつて、冷機状態でのW M T C (低速パート1)による排出ガス量に〇・三を乗じた値と暖機状態でのW M T C (低速パート2)による排出ガス量に〇・七を乗じた値との和の平均値</p>	
<p>ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する小型自動車(最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限</p>	<p>冷機状態でのW M T C (パート1)による測定及び暖機状態でのW M T C (パート2)による測定であつて、</p>	<p>一キロメートル走行当たり 〇・〇〇四五 グラム</p>

(新規)	
(新規)	
(新規)	

<p>る。)、軽自動車(最 高速度が百十五キロメ ートル毎時以上百三十 キロメートル毎時未満 の二輪自動車に限 る。)、及び原動機付自 転車(最高速度が百十 五キロメートル毎時以 上百三十キロメートル 毎時未満のものに限 る。)</p>	<p>ガソリンを燃料とする 直接噴射式の原動機を 有する小型自動車(最 高速度が百三十キロメ ートル毎時以上百四十 キロメートル毎時未満 の二輪自動車に限 る。)、軽自動車(最 高速度が百三十キロメ ートル毎時以上百四十</p>
<p>冷機状態でのW MTC(パート 1)による排出 ガス量に〇・三 を乗じた値と暖 機状態でのWM TC(パート2)による排出ガ ス量に〇・七を 乗じた値との和 の平均値</p>	<p>冷機状態でのW MTC(パート 1)による測定 、暖機状態での WMTC(パー ト2)による測 定及び暖機状態 でのWMTC(低速パート3) による測定であ</p>
<p>一キロメー トル走行当 たり 〇・〇〇四 五 グラム</p>	

(新規)	
(新規)	
(新規)	

<p>ガソリンを燃料とする 直接噴射式の原動機を 有する小型自動車（最 高速度が百四十キロメ</p>	<p>キロメートル毎時未満 の二輪自動車に限 る。）及び原動機付自 転車（最高速度が百三 十キロメートル毎時以 上百四十キロメートル 毎時未満のものに限 る。）</p>
<p>冷機状態でのW MTC（パート 1）による測定 、暖機状態での</p>	<p>つて、冷機状態 でのW M T C（ パート1）によ る排出ガス量に 〇・二五を乗じ た値と暖機状態 でのW M T C（ パート2）によ る排出ガス量に 〇・五を乗じた 値と暖機状態で のW M T C（低 速パート3）に よる排出ガス量 に〇・二五を乗 じた値との和の 平均値</p>
<p>一キロメート ル走行当たり 〇・〇〇四五 グラム</p>	

<p>（新規）</p>	
<p>（新規）</p>	
<p>（新規）</p>	

ートル毎時以上の二輪
自動車に限る。)、軽
自動車(最高速度が百
四十キロメートル毎時
以上の二輪自動車に限
る。)及び原動機付自
転車(最高速度が百四
十キロメートル毎時以
上のものに限る。)

W M T C (パー
ト2)による測
定及び暖機状態
でのW M T C (パ
ート3)によ
る測定であつて
、冷機状態での
W M T C (パー
ト1)による排
出ガス量に〇・
二五を乗じた値
と暖機状態での
W M T C (パー
ト2)による排
出ガス量に〇・
五を乗じた値と
暖機状態でのW
M T C (パート
3)による排出
ガス量に〇・二
五を乗じた値と

				別表第二	
(略)	(略)	(略)	素 一酸化炭	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	ガソリンを燃料とする 小型自動車（二輪自動 車に限る。）及び軽自 動車（二輪自動車に限 る。）及び原動機付自 転車	(略)	の和の平均値
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		○・五パーセ ント	(略)
				別表第二	
(略)	(略)	(略)	素 一酸化炭	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	ガソリンを燃料とする 小型自動車（二輪自動 車に限る。）及び軽自 動車（二輪自動車に限 る。）及び原動機付自 転車	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		三・〇パーセ ント	(略)

別表第一備考第一号、第二号及び第三号の表中「車速」を「速度」に改め、同備考第十七号の表を次のように改める。

条件	時間(時間)
摂氏二十三度以上摂氏三十一度以下の状態	一
摂氏二十度から摂氏三十五度まで一旦上昇させた後、摂氏三十五度から摂氏二十度まで降下させている状態	二十四
摂氏二十度から摂氏三十五度まで一旦上昇させた後、摂氏三十五度から摂氏二十度まで降下させている状態	二十四